

紀要『社会システム研究』投稿規程

立命館大学社会システム研究所
紀要『社会システム研究』編集委員会

(目的)

第1条

1. 紀要『社会システム研究』（以下、「本紀要」という。）は、立命館大学社会システム研究所（以下、「本研究所」という。）における研究活動を発展させることを目的とする。

(執筆者の資格)

第2条

1. 投稿論文等の執筆者は、本学の教職員（非常勤も含む）、専門研究員または本研究所プロジェクトメンバー（客員研究員を含む）、及び大学院生とする。原則として、大学院生の単著の場合は指導教員の推薦状を要するものとし、学外研究者の投稿も認める。
2. 紀要編集委員会は、第1条に定める目的を達成するため、必要に応じて学内外の研究者に投稿を依頼することができる。

(投稿論文等)

第3条

1. 投稿論文等は、第1条に定める目的にあった研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。
2. 投稿論文等は、原則「紀要『社会システム研究』執筆要領」に従って作成されたものとする。
3. 投稿論文等は、完成原稿での提出とする。
4. 掲載区分は、「査読論文」「査読研究ノート」「展望」「調査報告」「翻訳」その他編集委員会が依頼または承認したもの。

(投稿論文等の受理)

第4条

1. 投稿論文等の受理は、掲載区分に見合った審査結果に基づき紀要編集委員会で決定する。
2. 紀要編集委員会は、執筆者に対し投稿論文等の改善を要請することができる。この場合の再提出の期限は原則として1ヵ月以内とする。
3. 投稿論文等の受付日は紀要編集委員会へそれが到着した日とする。受理された論文の紀要への掲載順序は、編集委員会で諮る。

(著作権及び著作の公開)

第5条

1. 掲載された投稿論文等の著作権は、原則として紀要編集委員会に帰属するものとする。執筆者が論文等を転載する場合や著書などとして公刊する場合は、事前に紀要編集委員会の承諾を得るものとする。
2. 本紀要に掲載された論文等は、研究成果の社会還元の見地から、執筆者の了解を得たうえで、原則として紀要編集委員会が認めるWebサイト等のメディアにおいて公開するものとする。

(投稿の申込み)

第6条

1. 投稿論文等の投稿は、紀要編集委員会指定の投稿申込用紙の提出、もしくは必要事項を電子メールで送信することのいずれかにより、紀要編集委員会宛てに申込むものとする。

(原稿の提出)

第7条

1. 投稿論文等は、電子媒体にて紀要編集委員長宛に提出する。

(最終原稿の提出)

第8条

1. 受理済の最終提出論文等の原稿については、原稿1部とともに、使用機種、ソフトウェアおよびそのバージョンを記した電子データを紀要編集委員長あてに提出するものとする。
2. 執筆者による校正は原則2回とする。

(査読)

第9条

1. 紀要編集委員会は、第4条1項に定める審査に伴い、学内外の専門家に査読を依頼することができる。
2. 紀要編集委員会は、前項において査読を依頼した場合、査読者に対し別表1のとおり査読料を支払うことができる。

(その他)

第10条

1. 紀要編集委員会が必要と判断した場合、投稿論文の翻訳および校閲を行うことができる。その場合、別表2に定める額を上限として必要な経費を支出することができる。その他言語の単価基準は「研究費執行ガイドブック」に準ずる。
2. 執筆者には、紀要2冊、抜刷30冊を贈呈する。別刷りを規定部数以上希望する場合は、その代金は私費で支払うこととする。